

## 令和3年11月1日以降の本市の対応について

令和3年10月29日  
久喜市新型コロナウイルス対策本部

令和3年10月29日の第71回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議の結果を踏まえ、令和3年11月1日以降における本市の対応について、以下のとおり行う。

### 1 公共施設等における対応について

- ・ 市民の来訪が見込まれる施設（別表）の収容率について、令和3年11月1日から上限を100パーセントとする。
- ・ 上記のうち、利用形態に大声での歓声・声援があることが想定されるものは、収容率の上限を50パーセントとする。
- ・ 施設の運営にあたっては、感染拡大防止に必要な措置として、業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を徹底するとともに、施設利用者に対しては、感染対策を厳格に行うよう要請する。
- ・ 令和3年10月31日における施設の収容率については、令和3年10月25日から30日までの対応を継続する。

### 2 市主催事業等の取り扱いについて

- ・ 市主催イベント、行事については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

### 3 再度、感染の拡大がみられる場合の対応について

- ・ 緊急事態措置やまん延防止措置等重点措置等の内容に基づき、速やかに効果的で強力な感染対策を講じることとする。

## 別表

| No. | 施設名称               | No. | 施設名称                       |
|-----|--------------------|-----|----------------------------|
| 1   | 公文書館               | 32  | 児童センター                     |
| 2   | 東町集会所              | 33  | 鷺宮児童館                      |
| 3   | 太田集会所              | 34  | おもちゃ図書館                    |
| 4   | 本町集会所              | 35  | つどいの広場                     |
| 5   | 栗原記念会館             | 36  | 毎日興業アリーナ 久喜メインアリーナ (第1体育館) |
| 6   | 花みずき会館             | 37  | 毎日興業アリーナ 久喜サブアリーナ (第2体育館)  |
| 7   | 地域交流センター           | 38  | 栗橋いきいき活動センターしずか館           |
| 8   | 久喜総合文化会館           | 39  | 上内小学校(学校開放)                |
| 9   | 菖蒲文化会館             | 40  | 野久喜集会所                     |
| 10  | 栗橋文化会館             | 41  | 内下集会所                      |
| 11  | 清久コミュニティセンター(西公民館) | 42  | 菖蒲温水プール                    |
| 12  | 鷺宮東コミュニティセンター      | 43  | 鷺宮温水プール                    |
| 13  | 鷺宮西コミュニティセンター      | 44  | 鷺宮体育センター                   |
| 14  | 栗橋コミュニティセンター       | 45  | 久喜市栗橋B&G海洋センター             |
| 15  | 菖蒲コミュニティセンター       | 46  | 市内小中学校(体育施設開放)             |
| 16  | 農村センター             | 47  | 中央図書館                      |
| 17  | 農業者トレーニングセンター      | 48  | 菖蒲図書館                      |
| 18  | 花と香りのふれあいセンター      | 49  | 栗橋文化会館図書室                  |
| 19  | しみん農園久喜(緑風館)       | 50  | 鷺宮図書館                      |
| 20  | しみん農園菖蒲(こがらしっこ館)   | 51  | 郷土資料館                      |
| 21  | 勤労福祉センター           | 52  | 吉田家水塚                      |
| 22  | 労働会館(あやめ会館)        | 53  | 中央公民館                      |
| 23  | ふれあいセンター久喜         | 54  | 西公民館                       |
| 24  | 健康福祉センターくりむ        | 55  | 東公民館                       |
| 25  | 菖蒲老人福祉センター         | 56  | 青葉公民館                      |
| 26  | 彩嘉園                | 57  | 森下公民館                      |
| 27  | 鷺宮福祉センター           | 58  | 栗橋公民館                      |
| 28  | いきいき温泉久喜           | 59  | 鷺宮公民館                      |
| 29  | 久喜地域子育て支援センター      | 60  | 本多静六記念館                    |
| 30  | 鷺宮地域子育て支援センター      | 61  | しょうぶ会館                     |
| 31  | 栗橋地域子育て支援センター      | 62  | 菖蒲運動公園 管理棟多目的室             |

## 参考（埼玉県の対応等）

### 県民・事業者の皆様へのお願い（抜粋）

#### 1 県民へのお願い

- ・「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、特に大人数の会食を控えてください。
- ・飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店をご利用ください。

#### 2 事業者（施設管理者等を含む。）へのお願い

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じてください。
- ・職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底してください。
- ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

#### 3 飲食店等へのお願い

- ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。
- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願いします。

#### 4 イベント等の開催（令和3年10月31日（日）以降）

イベント等の開催については、技術認証の結果を踏まえつつ、主催者が万全の感染防止対策を講じられる範囲で開催するようにしてください。

##### （1）人数上限及び収容率

###### ア 収容定員が設定されている場合

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50%のいずれか大きい方  
（人数上限を「最大10,000人まで」とする事項を削除）

【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とし得るもの：収容定員の「100%」  
大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の「50%」  
→「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とします。  
（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む。）には適用しません。）

###### イ 収容定員が設定されていない場合

- ・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m以上）を確保してください。

## (2) 業種別ガイドライン等の遵守

- ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

## (3) 事前相談及び事後フォローアップについて

### ア 対象

- ・全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

### イ 事前相談

- ・主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談してください。  
(「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断)

### ウ 事後フォローアップ

- ・主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出してください。

## 5 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- ・県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催します。
- ・屋内県有施設については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

### ◇ 以下の感染防止対策を徹底します。

- ・マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
- ・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守するように求めます。

## 6 技術実証に係る特例

- ・国または県等が「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合、上記1から5までの要請等について特例的に取り扱います。

なお、その内容等については、別途、知事が定めます。